

改正

平成28年3月23日規則第17号

平成29年12月28日規則第19号

庄原市ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市ふるさと応援寄附条例（平成20年庄原市条例第44号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民団体等)

第2条 条例第2条第6号に規定する市民団体等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治振興区、自治会その他一定の地域に生活する者が参加する良好な地域社会の維持及び発展を目的とした団体又は組織
- (2) 市内において公共的活動その他の活動を営む団体又は組織

(市長が別に定める事業)

第3条 条例第2条第7号に規定する市長が別に定める事業は、財政健全化への取り組みに関する事業とする。

(補助事業の使途指定)

第4条 寄付者は、条例第3条第1号の規定により寄附の使途として条例第2条第6号に規定する補助を指定しようとするときは、市長が別に定める事業を指定しなければならない。

(寄附金の申込み等)

第5条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（様式第1号）により行い、寄附金の払込みは納付書等により行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、他の方法により寄附金の申込み及び払込みを行うことができる。

2 市長は、寄附金の払込みを確認したときは、寄附金受領証明書（様式第2号）を発行するものとする。

3 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は収受した

寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

4 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しなければならない。

(寄附金の管理等)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第3号）を整備するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日規則第19号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

様式（省略）